

茅ヶ崎市職員扶養手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第22号

茅ヶ崎市職員扶養手当規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市職員扶養手当規則（平成28年茅ヶ崎市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条」を「第13条第5項」に改める。

第2条第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第3条中「条例第14条第1項の規定による届出」を「新たに条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員」に、「行うものとする」を「、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない」に改め、同条に後段として次のように加える。

扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第5条を次のように改める。

（支給の始期及び終期）

第5条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。